

ドイツ新銀行普通取引約款

前 田 重 行

I 新銀行普通取引約款の制定とその経緯

1 制定の理由

従来信用銀行 (Kredit Bank) における銀行・顧客間の取引に対しては1989年の銀行普通取引約款 (Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken) (以後旧約款とよぶ) が適用されてきたが、この約款に対しては、従来から顧客にとってわかりにくく、透明性に欠けているという批判がなされてきており、さらに約款の実体的規定に関しても、その内容が顧客にとってかなり不利であるとする批判も強くなされてきていた。そして、旧約款規定中には、約款規制法に違反し、その効力が問題とされるものも生じ、全体としても、旧約款は顧客保護に欠けるという指摘がなされ、改善が要請されていた。

また、ドイツにおける消費者保護の傾向の高まりと、その立法化の動きやECにおける消費者保護の措置への対応という点からも、約款に対する関心が高まっており、特に銀行取引に対しても消費者保護の観点から関心が一層高まるとともに、取引約款の全体的な見直しが求められていたのである。特に1992年に制定された消費者信用法 (Verbraucher-Kreditgesetz) は、銀行の顧客が個人消費者の場合は、その銀行取引にも適用されることから、約款規定も同法に合致することが要求され、そのための修正も必要となっていた。

以上のような状況の下に今回の新銀行普通取引約款 (「Grundregeln für die

Beziehung zwischen Kunde und Bank」と題する。以後新約款とよぶ)が制定されたことを考えると、新約款制定は、基本的には銀行取引約款の透明性を高め、規定の実体的な内容を改善して、旧約款に比べてより顧客の保護を図ることを目的としたものということができよう。

2 約款作成の経緯と適用範囲

銀行普通取引約款は、1937年に作成され、その後何度かの改正を経て、最近では1989年に改正されている。新約款は上述の1989年の旧約款の全面的改正であるが、約款の体系や構造も大きく変わっており、改正というよりも新たな約款の作成というべきであろう。新約款は、前記旧約款に代わって1993年1月1日より銀行取引に適用されている。

なお、本稿が扱っている約款は、ドイツ銀行協会(Bundesverband deutscher Banken)がその傘下にある信用銀行のために作成したものであるが、そのほかにドイツにおいては貯蓄銀行(Sparkasse)部門において用いられている普通取引約款および信用協同組合(Kreditgenossenschaft)における普通取引約款も存在する。そしてこれらの約款も上記銀行普通取引約款と同様に今回全面的な改正がなされ、1993年1月1日からそれぞれの銀行取引に適用されている。

II 新約款の構造と特色

旧約款の全47条に対して、新約款は全20条からなり、規定数が相当少なくなっているが、これは旧約款の第2章「有価証券、外国為替および外国通貨の取引」および第3章「保管業務」が新約款からは除かれ、別個独立の個別約款とされることが予定されているからである。むしろ基本約款を全体的に簡潔なも

のとし、顧客にとってわかりやすいものとする努力の現れであるといえよう。そして約款のわかりやすさへの努力という点では、旧約款が相互の関連性のない多数の規定が無秩序に置かれていたのに対して、新約款では、全体の構成として関連のある規定ごとにまとめられ、見出しがつけられ、かつ文章もわかりやすく書かれており、しかも規定内容に応じた具体例が挿入され、旧約款に比べて一層わかりやすくなっており、透明性の確保という点においても配慮されている。

また約款の実体的な内容に関しても、新約款では約款規制法上無効の疑いのある規定が削除され、そのほか解約告知に関する規定も改善され、ある程度顧客保護の観点から規定の合理化が図られている。さらに新約款では銀行に秘密遵守や情報提供に関する規定が新設され、従来から議論のあった問題につき、銀行・顧客間の規整を図っている。

III 新銀行普通取引約款の内容——邦訳（仮訳）——

「顧客と銀行の関係についての基本規則」

1 本取引約款および個々の取引約款における特別条項の適用範囲と変更

(1) 適用範囲

本普通契約約款は顧客と銀行の内国営業所（以下銀行とよぶ）との間のすべての取引関係に適用される。それとともに個々の取引関係（たとえば、手形取引、エック・サービス取引、小切手取引、貯蓄預金取引）に対しては、本普通契約約款と異なるまたはこれを補充する規定を持つ特別約款が適用される。これらの特別約款の適用は、口座の開設に際して、または委託の受理に際して

顧客と合意される。顧客が国外の営業所での取引関係も維持している場合には、銀行の担保権（この取引約款の第14条）は、この外国の営業所の請求権に対してもまたその効力が及ぶ。

(2) 変 更

本普通約款および特別約款の変更は、顧客に対して書面により告知される。顧客がこの変更に対して書面により異議を述べない場合は、上記約款の変更は承認されたものとみなす。この効果に関しては、銀行は顧客に告知に際して特別の注意を表示するものとする。顧客は変更の告知後1カ月以内に異議を送付しなければならない。

2 銀行秘密および銀行による情報提供

(1) 銀行秘密

銀行は、知り得た顧客に関するすべての事実と評価について守秘義務を負う（銀行秘密）。銀行は、法律上の規定が認められているかまたは顧客が承認しているかまたは銀行が銀行による情報提供につき権限を有している場合にのみ、顧客に関する情報を他に与えることが許される。

(2) 銀行による情報提供

銀行の情報提供は、顧客の経済状態、信用の評価および支払能力についての一般的に把握された確認と所感を含む；口座の状態、貯蓄預金口座の残高、寄託もしくはその他銀行に信託された財産の金額による表示および融資金額についての表示は銀行の情報提供には含まれない。

(3) 銀行による情報提供が認められることの要件

銀行は、法人および商業登記簿に登記された商人に関する問い合わせについ

ては、それがそれらの者の営業活動に関連している限り、情報を与えることができる。ただし、銀行に顧客から他の指示がなされている場合には、銀行は情報を与えない。他の者についての情報、特に個人および団体についての情報に関しては、これらの者が一般的または個別的にかつ明示して同意している場合のみ、銀行はこれを与えることができる。銀行による情報提供は、その授与希望者が授与を希望する説明についての正当な利益を信憑性をもって呈示しかつ問い合わせの対象となっている顧客の保護すべき利益を侵害すると考えられる根拠が無い場合のみ、これを与えることができる。

(4) 銀行による情報提供の受領者

銀行は、その固有の顧客および他の銀行がそれ自身のためにまたはその顧客のためにする問い合わせに対してのみ銀行による情報を与えることができる。

3 銀行の責任；顧客の双方（共働）過失

(1) 責任原則

銀行は、その義務の履行に際してその共働者および義務の履行のために参加させた者のすべての故意・過失につき責任を負う。個別的な営業取引のための特別約款またはその他の合意がこれと異なる定めをしている場合には、この定めが優先して適用される。顧客が有責な行為（たとえば約款第11条に定められている協力義務の違反）により損害の発生に寄与した場合には、銀行と顧客がいかなる範囲において損害を負担するかは、双方の過失（共働過失）の原則によって定められるものとする。

(2) 再委託

委託に関して、銀行がさらに第三者にその処理を委託する方式の下で定型的

な方法によりその内容を実行する場合には、銀行は自己の名においてさらに第三者にそれを再委託する方法によってその委託を実行するものとする。このことは、たとえば銀行による情報提供を他の銀行に求めることや、外国における有価証券の保管および管理がこれに当たる。これらの場合に、銀行の責任は第三者についての注意深い選択と指図により制限される。

(3) 事業についての障害

銀行は、不可抗力な事態、暴動、戦争および自然災害またはその他銀行の責任でない事件（たとえばストライキ、ロックアウト、交通障害、内外の公権力による措置）によって生じた損害については、責任を負わない。

4 顧客の相殺権限の限界

顧客は、その権限が争いなくまたは有効に確定した限りでのみ、銀行の債権と相殺することができる。

5 顧客の死亡後の処分権限

銀行は、顧客の死亡後処分権限の明確化のために相続証書、遺言執行者証明書またはその他これに必要な資料の呈示を要求することができる。外国語による証書に関しては、ドイツ語に翻訳されたものが提出されねばならない。その者に所属する開封記録書と並んで終意処分（遺言、相続契約）の原本または信頼できる謄本が銀行に提示された場合には、銀行は相続証書または遺言執行者証明書の提示を放棄し得る。銀行はそこに相続人または遺言執行者として表記されている者を処分権限者とみなし、処分させることができ、かつ特に免責的効果を持ってその者に給付することができる。銀行がそこに指名されている者

が（たとえば遺言の取消または無効により）処分権限がないことを知っている場合または過失により知らない場合には、このことは妥当しない。

6 商人たる顧客および公法上の地位を有する顧客に関する適用法規と裁判籍

(1) ドイツ法の適用

顧客と銀行との間の取引関係には、ドイツ法が適用される。

(2) 内国の顧客についての裁判籍

顧客が小商人に属さない商人であり、かつ争いある取引関係がその商行為の事業である場合には、銀行はこの顧客につきその銀行口座を有する営業所についての管轄裁判所または他の管轄裁判所に訴えを提起し得る。同様のことは、公法上の法人または公法上の特別財産についても妥当する。銀行自身は顧客が口座を開設した営業所の管轄を有する裁判所のみへ顧客から訴えを提起され得る。

(3) 外国の顧客についての裁判籍

外国において同様の営業活動を行っている顧客ならびに公法上の内国法人または内国の公法上の特別財産により同様の活動を行っている外国の機関についてもまた裁判管轄合意が妥当する。

口座開設

7 当座勘定口座における計算の終了（継続的計算の口座）

(1) 計算書の交付

他に別段の定めがない限り、銀行は、当座勘定口座に関し暦上の四半期ごとに計算書を交付するものとする。その際、その期間に発生した双方の請求権（銀

行の受け取るべき利息および報酬を含む)は差引計算される。銀行は、計算上生じた残高については本約款第12条または顧客との間の別段の合意による利息を付することができる。

(2) 異議申述期間；沈黙による承認

計算書のまちがいもしくは不完全さを理由とする異議については、顧客は交付後1カ月以内に提起しなければならない。顧客がこの異議を書面で行う場合にはその期間内における送付が必要である。適時の異議申述が無い場合には、承認したものとみなす。この効果に関しては、銀行は計算書の交付に際して特に注意を付する。顧客は上記の期間経過後においてもまた計算書の是正を要求することができるが、その場合には、顧客が不当に口座の借り方が記帳されていることまたは貸し方が記帳されていないことを立証しなければならない。

8 銀行の計算前および計算後の訂正記帳

(1) 計算終了前

当座勘定口座の貸し方記帳が誤っている場合には（たとえば、口座番号のまちがい）、顧客に対する返還請求権が銀行に存在している限り、銀行はこの誤りを次の計算までに借り方記帳によって是正することができる；顧客はこの場合に借り方記帳に対して、貸し方記帳された額をすでに処分したということをもって抗弁することはできない（計算前の訂正記帳）。

(2) 計算終了後

銀行が計算終了後に貸し方記帳が誤っていることを確定しかつ顧客に対する返還請求権を有する場合には、銀行はこの誤りをその請求権の額まで口座を借り方記帳によって是正するものとする（計算後の訂正記帳）。顧客が、この訂正

記帳に対して異議を述べた場合には、銀行は再び口座を貸し方記帳しなければならず、その返還請求権は別個に行使するものとする。

(3) 顧客への通報；利息の付加

計算前および計算後の訂正記帳については、銀行は遅滞なく顧客に報告するものとする。銀行は利息計算に関しては誤った記帳の時点まで遡って記帳を実行するものとする。

9 取立委任

(1) 受け入れに際しての留保付き貸し方記帳の設定

銀行が小切手およびラストシュリフトの対価をその取立完了の前に貸し方記帳する場合には、銀行はその取立を条件として行うものとし、かつこれらの証券が当該銀行自身のもので支払われる場合であっても同様とする。顧客が他の証券を請求金額を支払義務者から取り立てるために銀行に預け入れ（たとえば利札の預け入れ）、かつ銀行が当該金額を貸し方記帳する場合には、銀行がその金額を受け取るという条件のもとにこれを行うものとする。証券が銀行自身のもので支払われる場合にもまた同様の留保がなされているものとする。小切手またはラストシュリフトが取立決済されないかまたは銀行が取立委任に基づく金額を受け取っていない場合には、銀行は留保付き貸し方記帳を元に戻すものとする。このことはその間に計算書が交付されることとは無関係に行われる。

(2) ラストシュリフトおよび顧客によって振出された小切手の支払

ラストシュリフトおよび小切手については、その支払のための借り方記帳が実行後 2 銀行営業日以内に元に戻されない場合には、支払われることになる。現金小切手は小切手呈示者への支払によって支払われる。小切手については、銀

行が個々の場合に支払通知を送付した場合にもまた支払われることになる。州中央銀行の手形交換所を経て取立のために提出されたラストシュリフトおよび小切手については、これらが州中央銀行によって定められた時点までに手形交換所に返還されない場合には、支払われることになる。

10 外国通貨口座および外国通貨取引のもとでのリスク

(1) 外国通貨口座のもとでの委託の実行

外国通貨における顧客への支払および顧客による処分を現金によらずに清算するために、顧客の外国通貨口座を用いることができる。外国通貨口座の貸し方勘定を経由する処分（たとえば外国通貨預金勘定による振込の委託）については、銀行がそれを自己の銀行内で完全に実施できない場合には、当該通貨の母国における銀行の介在の下で清算される。

(2) 顧客との外国通貨取引のもとでの貸し方記帳

銀行が顧客との間で外国通貨による一定金額の調達を義務づけられる取引（たとえば外国為替先物取引）を締結した場合には、他に別段の定めがない限り、銀行はこの外国通貨債務を顧客の当該通貨建て口座の貸し方記帳によって履行するものとする。

(3) 銀行による給付の一次的制限

外貨建て預金勘定による処分の実行（第1項）または外貨建て債務の履行（第2項）についての銀行の義務は、銀行が当該外貨建て預金もしくは債務にうたわれている通貨における履行に関して、その通貨国における政治的措置もしくは出来事により実行しえないかまたは制限的にのみなしうるにすぎない場合には、その限りにおいて、またはそのなしえない範囲において停止される。この

措置もしくは出来事が継続している限りにおいてまたはその範囲において、銀行はまた当該通貨国以外の場所で他の通貨（ドイツマルク以外）での履行をまたは現金の調達による履行を義務づけられるものではない。これに対して、外貨建て預金勘定における処分の実行についての銀行の義務は、銀行がそれを自行内で完全に実行し得る場合には、停止されない。期限のきた双方の同一通貨による債務を相殺する顧客と銀行の権利は上記の規制とは無関係に存在する。

11 顧客の協力義務

(1) 氏名、住所または銀行に対し授与された代理権の変更

取引の適正な処理のためには、顧客が銀行に氏名および住所の変更ならびに銀行に対して与えられた代理権（特に任意代理権）の消滅または変更につき、遅滞なく通知することが必要である。この通知義務は、代理権が公簿（たとえば商業登記簿）上において登記された場合およびその消滅または変更が登記された場合にもまた存在する。

(2) 委託の明確化

すべての種類の委託はその内容が疑問無く認識されるようにしなければならない。明白に書式化されて定められていない委託に対しては、問い直しすることが認められ、その結果委託の実行の遅滞も是認されねばならない。就中、顧客は口座の貸し方勘定への記帳の委託に際して（たとえば口座振替の委託に際して）受取人の氏名、表示された口座番号および銀行番号の正当性と完全性について注意しなければならない。委託の変更、認識または繰り返しはそれ自身はっきりと示されなければならない。

(3) 委託の実行を至急行うことの必要性についての特別の指示

顧客がその委託の実行について特別に急ぐ必要がある場合には（たとえば振替金額を一定期日までに受取人の口座に貸し方記帳しなければならないような場合）、顧客は銀行にこのことを各別に通知しなければならない。このことは書式に従ってなされた委託に際しては、当該書式による書面とは別になされねばならない。

(4) 銀行の通知に際しての検査と異議

顧客は口座勘定計算書、有価証券清算書、寄託および収益明細書、その他の清算書、委託の実行についての報告書ならびに待ち受けている支払および送付についての情報（送り状）に関して、その正当性および完全性を遅滞なく検査しかつ異議がある場合には、遅滞なく申し立てなければならない。

(5) 通知の未着に際しての銀行の報告

口座勘定計算書および寄託明細書が顧客に送付されていない場合には、顧客は銀行に遅滞なく報告しなければならない。報告義務は、顧客が受領を期待しているその他の通知（有価証券清算書、顧客の委託の実行後のまたは顧客が期待している支払についての口座勘定計算書）の未着についても存在する。

銀行サービスの提供の費用

12 利息、対価および立替金

(1) 私人たる顧客との取引における利息および対価

私人顧客取引における通常の融資および給付についての利息および対価の額は「価格告知——標準化された私人顧客取引における規定」およびそれを補充する「価格表示」による。顧客がそこに呈示された融資またはそこに呈示された給付を請求する場合には、他にそれと異なる合意がない場合には、この時点

において価格告知または価格表示に示されている利息および対価が妥当する。そこに表示されていない給付であって、顧客の委託または顧客の推測される利益においてもたらされ、かつ状況により判断され、報酬の支払によってのみ期待されるべき給付に関しては、銀行は相当な裁量により（民法315条）対価の額を決定することができる。

(2) 私人顧客取引以外の取引の利息と対価

私人顧客業務以外の業務に関しては、他に別段の合意がない限りは、銀行は相当な裁量（民法315条）により利息と対価の額を決定する。

(3) 利息および対価の変更

変動する利率による貸付利息の変更は顧客との各融資の合意にもとづいて生ずる。取引約款の範囲において顧客により定型かつ継続的に請求される給付（たとえば口座取引および寄託取引）の対価については、銀行が相当な裁量（民法315条）によりこれを変更することができる。

(4) 利息と対価の変更に際しての顧客の解約告知権

銀行は第3項による利息と対価の変更を顧客に通知する。その増額に際しては、他に別段の合意がない場合には、顧客は変更通知の1カ月以内に当該取引関係を即時の効果をもって解約することができる。顧客が解約した場合には、増額された利息および対価は解約された取引関係の基礎とされない。銀行は清算のために相当な期間が認められる。

(5) 立替金

銀行が顧客の委託または推測される利益において活動することにより生ずるすべての立替金（特に長距離電話料、郵送料）または保証が設定され、管理され、解除もしくは換価される場合に生ずるすべての立替金（特に公証人の費用、

倉庫料、担保物件の管理費用)については、顧客がこれを負担する。

(6) 消費者信用に際しての特殊性

消費者信用法第4条により書面が要求される融資契約に際しては、利息および費用(対価、立替金)は契約書面における表示に従う。利率の表示が欠けている場合には、法定利息が適用される。表示されていない費用については義務を負うものではない(消費者信用法第6条第2項)。消費者信用法第5条の当座貸越による融資に関しては、価格表示および銀行が顧客に送る情報による標準利率に従うものとする。

銀行の顧客に対する請求権の担保

13 担保の設定または増加

(1) 銀行による担保の設定要求

銀行は銀行取引関係から生ずるすべての債権のために銀行にとって適切な担保の設定を要求することができ、かつ債権が条件付きの場合にも(たとえば顧客のために引き受けた保証から生ずる請求による費用償還請求権)また要求することができる。顧客が銀行の他の顧客の債務を銀行のために引き受けた場合には(たとえば保証人として)、銀行にとって債務引受から生ずる債務の観点における担保設定または担保の増加の請求権は最初からその効果をもつ。

(2) 危険の変更

銀行が顧客に対する債権に関して最初にその全部もしくは一部につき担保の設定もしくは増加を請求していない場合であっても、銀行は後に担保を請求し得る。ただし、そのためには顧客に対する債権のリスクが高まっていることを正当化する状況が生じもしくは認識されることがその前提となる。このことは、

特に以下の場合に該当する；

- 顧客の経済状況が悪化したかもしくは悪化するおそれがある場合、または
- 現存の担保の価値が減少したかもしくは減少するおそれがある場合。

銀行の担保請求は、顧客が担保設定をしないかもしくはもっぱら個別的に指定した担保のみを設定するというを銀行と明示的に合意した場合には、存在しない。消費者信用法が適用される融資に関しては、担保の設定もしくはその増加の請求権は融資契約に担保が記載されている限りでのみ存在するが、純融資額が10万マルクを越える場合には融資契約が担保について表示していないかもしくは確定的に表示していない場合であっても、担保の設定もしくはその増加の請求権は存在する。

(3) 担保の設定または増加のための期間

担保の設定または増加のために銀行は相当の期間を認めるものとする。顧客が担保の設定もしくは増加の義務に適時に従わないことにより、銀行が本約款第19条第2項により直ちに解約告知権を行使することを意図しているときは、銀行はまず事前にこのことを顧客に示すものとする。

14 銀行のための質権についての合意

(1) 質権についての合意

顧客と銀行は銀行の内国営業所が銀行の営業取引において占有を取得しまたは取得するであろう有価証券および物についての質権を銀行が取得することにつき合意するものとする。銀行は、銀行が顧客に対して銀行取引上の営業関係から有するかもしくは有することとなる債権についてもまた質権を取得する。

(2) 被担保債権

上記質権は、銀行の内外の全営業所と顧客との銀行取引上の関係から銀行に所属するすべての請求権、将来の請求権および条件付き請求権を担保する。顧客が銀行に対して銀行の他の顧客の債務の責任を引き受けた場合には（たとえば保証人として）、質権は債務引受から生ずる責任を最初から担保する効果を有する。

(3) 質権の例外

金銭または他の有価物が、銀行が特定の目的のために使用することが許されるという条件のもとで銀行の処分権限内に入ってきた場合（たとえば手形の決済のために預入れられた現金）には、銀行の質権はこの有価物には及ばない。同様のことは銀行自身が発行した株式（自己株式）および銀行が顧客のために外国で保管している有価証券にも妥当する。その他に上記質権は銀行自身が発行した自己の享益権／享益証券には及ばないし、かつ銀行の証券化されたおよび証券化されていない劣後債にも及ばない。

(4) 利札および利益配当札

有価証券に銀行の質権が設定されている場合には、顧客はその証券に付属している利札および利益配当札の引渡しを請求する権限を有しない。

15 取立証券および割引のために回された手形に対する担保権

(1) 譲渡担保

銀行は取立のために取得した手形および小切手については、その取得の時点で担保のための所有権を取得する。割引手形については、銀行は手形の買入れの時点において無制限の所有権を取得する；銀行が割引いた手形につき口座の

借り方へ戻し記帳をした場合には、この手形に対する担保のための所有権が銀行に留保される。

(2) 担保のためにする債権譲渡

小切手および手形の所有権の取得により原因債権もまた銀行に移転する；他の証券が取立のために銀行に提出された場合にも、債権譲渡が行われる（たとえばラストシュリフト、商人による商業証券）。

(3) 目的に拘束された取立証券

銀行が取立証券を、その取立てた金額を特定の目的のためにのみ使用しなければならぬという条件で入手した場合には、譲渡担保および担保のためにする債権譲渡はこの証券には及ばない。

(4) 銀行の被担保債権

譲渡担保および担保のためにする債権譲渡は、取立証券の交付に際して当座預金口座上銀行が有する顧客に対するすべての債権または決済し得なかった取立証券もしくは被割引証券に関する借り方への戻し記帳によって生ずるすべての債権の担保のために役立て得る。顧客の担保解放の請求時点において、銀行に顧客に対する被担保債権が存在しないかまたは銀行が顧客に最終的な支払の前には取立代金を自由に処分し得ない場合には、顧客の請求にもとづいて、銀行は証券の譲渡担保を解放しかつ銀行への担保のための譲渡を解放するものとする。

16 担保請求の限界と解放義務

(1) 担保額の限度

すべての担保の現金化され得る価値が銀行取引関係から生ずるすべての請求

権に対応する限り(担保額の限度)、銀行は担保の設定または増加の請求権を行使し得る。

(2) 解放

すべての担保の現金化され得る価値が担保額の限度を一時的のみならず超える場合には、銀行は顧客の要求にもとづき自己の選択により担保を解放しなければならない、かつ担保の限度を超える金額につき、銀行は解放すべき担保の選択に際し顧客および顧客の債務のために担保を設定した第三者の正当な利益を考慮しなければならない。この範囲において、銀行はまた担保権を基礎づける価値についての顧客の委託を実行することを(たとえば有価証券の売却、貯蓄口座からの支払)を義務づけられる。

(3) 特別の合意

特定の担保につき、換金しうるための価値基準では異なる評価基準、担保の解放のための異なった担保額の限度または他の限度が合意された場合には、その基準によるものとする。

17 担保の換価

(1) 銀行の選択権

換価の場合に、銀行は複数の担保につき選択権をもつ。銀行は換価および換価物の選択に際し、顧客および顧客の債務のために担保を設定した第三者の正当な利益を考慮しなければならない。

(2) 売上高税法による売上貸し方記帳

換価の措置が売上高税に服する場合には、銀行は売上につき、顧客に担保として利用する物の引渡しの計算書として妥当しかつ売上高税の要件に対応する

貸し方記帳をする。

解約告知

18 顧客の解約告知権

(1) 何時でも行使し得る解約告知権

顧客は、期間の定めなく、解約告知についての異なった定めもないすべての取引関係または個々の取引関係（たとえば小切手契約）を何時でも、告知期間を置くことなしに即時に解約告知し得る。

(2) 重要な理由による解約告知

取引関係につき存続期間または解約告知につき異なった定めを合意している場合には、銀行の正当な利益の相当な考慮の下においてもまた、顧客に取引関係の継続が要求され得ない重要な理由が存在する場合にのみ、即時の解約告知をなすことが認められる。

19 銀行の解約告知権

(1) 告知期間をおいた解約告知

銀行は、期間の定めもなく、解約告知についての異なった定めもないすべての取引関係または個々の取引関係を、何時でも告知期間を置いて解約告知し得る（たとえばチェックカルテおよび小切手用紙を利用することが認められる小切手契約）。告知期間の決定の判断に際しては、銀行は顧客の正当な利益を考慮しなければならない。継続口座および寄託の解約告知については、告知期間は少なくとも1カ月を置くものとする。

(2) 無期限の貸付の解約告知

期間の定めもなく、解約告知についての異なった定めもない貸付および貸付の約束については、銀行はこれを何時でも、告知期間を置くことなしに、解約告知することができる。銀行はこの解約告知権の行使に際しては、顧客の正当な利益を考慮しなければならない。

(3) 告知期間を置くことなしの重要な理由がある場合の解約告知

顧客の正当な利益の相当な考慮の下においてもまた、銀行に取引関係の継続を要求し得ない重要な理由が存在する場合には、銀行はすべての取引関係または個々の取引関係の即時の解約告知をなすことが認められる。この重要な理由としては、特に融資の供与に関する銀行の決定またはその他銀行のリスクと結びついた取引（たとえばチェックカルテの交付）につき著しい重要性をもつ顧客の財産状況に関し顧客が不実の表示をした場合、または顧客の財産状況の重要な悪化が生じ、もしくは生じるおそれがあり、かつそれにより銀行に対する債務の履行が危うくなる場合が該当する。顧客が本約款第13条第2項またはその他の合意による担保の設定または増加についての義務に関して、銀行が定めた相当の期間内に従わなかった場合には、また銀行は即時の解約告知をすることが認められる。

(4) 遅滞に陥った消費者貸付に関する解約告知

消費者信用法が消費者への融資の返済の遅滞による解約告知につき特別規定を定めている限り、銀行はこの規定の基準によってのみ解約告知することができる。

(5) 解約告知による清算

告知期間なしの解約告知の場合には、即時の処理が必要でない限り（たとえ

ば小切手契約の解約告知に際して、小切手用紙の返却)、銀行は顧客に清算のために(特に融資の返済のために)相当の期間を認めるものとする。

預金の保護

20 預金保護基金

銀行はドイツ銀行協会の預金保護基金(以下預金保護基金とよぶ)に参加する。預金保護基金またはその受任者が顧客への支払を行う限り、銀行に対する当該顧客の請求権はその相当する額に応じて直ちに預金保護基金に移転する。預金保護基金が顧客に対する支払に関して、他の銀行に開設されている顧客の口座の貸し方勘定に顧客の指示なしに払込を行った場合でも、同様のことが妥当する。銀行は、預金保護基金またはその受任者にこの関係において必要なすべての情報を提供し、かつ資料を委ねる権限を有する。

以 上